

国民年金保険料を納めることが困難なときは

免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は、15,100円(平成22年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))または猶予される制度があり、次の3種類となっています。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。

所得基準の目安		月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2が反映
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,780円	5/8が反映
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,550円	3/4が反映
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,330円	7/8が反映

免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、ご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)の写しを提出してください。

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

3 学生納付特例申請

学生で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。学生証(コピーでも可)をご提示ください。

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手続き(申請)は

申請先は、徳島南年金事務所または、市健康増進課 国民年金担当③番窓口まで。

高額介護合算療養費制度のお知らせ

同一世帯内に介護保険の受給者がいる場合、1年間(毎年8月1日~翌年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、その額が自己負担限度額を超えた分に関して、申請によりそれぞれの自己負担額の比率に応じて、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」、健康保険からは「高額介護合算療養費」として支給されます。

ただし、差額ベッド代や、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません。

■自己負担限度額

所得区分	介護保険+ 後期高齢者医療制度	介護保険+ 被用者保険または国保(70~74歳)	介護保険+ 被用者保険または国保(70歳未満)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

※同一世帯でも異なる医療保険に加入の世帯員の自己負担額は合算されません。

お問い合わせ先

介護福祉課 介護保険係 (☎32・3507)

各医療保険者(国保・後期高齢者医療制度の方は健康増進課 ☎32・2113)